

# 町村週報

(町村の購読料は会費)  
の中に含まれております

3138号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 武居丈二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

大蕨の棚田（山形県山辺町）

菅義偉官房長官は、2020年9月2日の自民党総裁選出馬表明の会見で、「国の基本は『自助・共助・公助』と述べ、同夜に出演したテレビ番組（二ニュースオッチ9、NHK）でも『自民党総裁になつたらどんな国にしたいか』という問いに対し、「まず、自分ができることは自分でやる。自分でできなくなったら、家族とか、あるいは地域で支えてもらう。そしてそれでもダメであれば、それは必ず国が責任を持つて守ってくれる。そうした信頼のある国づくり」というものをおこなつていきたいと思ひます」と語っている。

この自助・共助・公助という3分論は、自民党の綱領(平成22(2010)年)で政策の基本的な考え方として採用されている。「自助自立する個人を尊重し、その条件を整える」とともに、共助・公助する仕組みを充実する」とある。菅氏の発言は自民党員として、党の綱領に忠実であったともいえる。また、社会保障制度改革推進法の第2条には、「社会保障制度改革は、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。」自助、共助及び公助が最も適切に組み合わさ

れるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと。」とあり、法律の文言にもなっている。

総理大臣になった菅氏が、この社会像としての3分論を具体的な政策の中でどのように生かしていくのかは分からないが、これまで、介護保険制度の創設と運用にかかわり、自助・互助・共助・公助という4分論を唱えてきた筆者としては、共助の主体に地域と地域以外に共助の主体が想定されていなく、ことに若干のコメントをしておきたい。

われわれは、人生の途中で、老化に伴う日常生活上の困難や思いがけない病気、事故、災害など、さまざまなリスクに直面する。このように何かが問題が生じて解決を迫られたときに、まず、本人が自助努力で対処する。しかし、それでは無理なときは、本人の身近にいる家族・友人・隣人などが手を差し伸べる。これがインフォーマルな支援、すなわち互助である。自助と互助では

カバールしきれない場合にはシステム化された地域・職域の自治組織が支援する(共助)。この共助システムではなお解決しえない場合に行政が支援する(公助)。この4分論も、いわゆる補完性の原則に基づく社会形成の考え方であるが、自助と共助の間に互助を考え、自助と共助としては地域以外にも社会保険を想定している。個人が直面するリスクを、その本人の自助努力

だけで克服せよというのは無理な話で、社会は、何らかの形で共同してリスクを分担する仕組みを備えていなければならぬ。自助から出発するにしても、自助の次に互助を想定せず、家族の支援を「共助」に包摂してしまうと、例えば、いつまでたっても家族を老親介護の責任から解放できないのではないか。家族は大事だが、それに頼りすぎては家族が参ってしまう。

互助は、自発性とゆとりと思ひやりに基づく支え合い活動であって、その活動範囲も支援能力も限定的である。それは、家族・友人・隣人が無償で行う支援活動であるからである。しかし、自助のすぐそばに、この互助が思ひやうていることが自助の励みになるのである。老いて心身が弱っても、自分の生活にすることは自分で判断し、できるだけで自分で行動する個人の自助努力を尊重し、励まし支援する、それが互助の意義である。自然災害のときにも、真つ先に頼りになるのは自助と互助の結びつきである。新型コロナウイルスの困難の中でも自助に寄り添う家族・友人・隣人の親身な支援こそが大事である。

わが国にはシステム化された地域の自治組織として、自治会・町内会があり、近年は地域運営組織が台頭し、これらは市区町村行政と相互関係をもって活動している。この地域が共助の主体として期待されている。ただし、同じ共助のなかに、リスクを共有するもの同士で助け合う社会保険制度が存在し、国と自治体の行政(公助)が関わっているから、共助の主体は地域だけではない。共助システムである医療や介護の社会保険制度は、経費の約半分を国と自治体の公費(租税で賄っている)、介護保険では保険者を市区町村にしているから、この共助システムは共助と公助の混合型といえる。それだけに、公費負担をしている国から、システム運用を通する効率化圧力が絶えず加えられる結果、公助から共助へ、共助から自助へとリスク負担を逆転させようとする動きが出てきやすい。要注意である。

## コラム

## 自助・互助・共助・公助

東京大学名誉教授

大森

彌

## 写真キャプション

平成11年、「日本の棚田百選」に認定された。秋になると、稲を2〜3週間ほどかけて天日干しにする。ゆっくりと乾燥・熟成が行われ、おいしいお米が出来上がるという。山の緑の背に一面黄金色になり、稲杭が整然と並ぶ風景は壮大だ。稲の杭掛けは、地元の農家やボランティアなどの手で代わる。

## もくじ

- 活動 「国と地方の協議の場」に荒木全国町村会長が出席 ..... (2)
- 活動 地方六団体と総務大臣の意見交換会に荒木会長が出席 ..... (5)
- 政策 学校給食の地場産物活用の重要性について〜第4次食育推進基本計画に向けて〜  
農林水産省消費・安全局 消費者行政・食育課 ..... (7)
- 政策 政府「2021年度総務省予算概算要求について」一般財源0.6%増の62.1兆円  
=交付税減、臨財債大幅増= ..... (10)
- 情報 町村Navi ..... (13)
- 随想 町制施行65年 持続的発展を願って ... 三重県玉城町長 辻村 修一 ..... (14)



# 「国と地方の協議の場」に荒木全国町村会長が出席

全国町村会

「国と地方の協議の場」（令和2年度第2回）が、10月13日に開催され、本会の荒木泰臣会長（熊本県嘉島町長）はじめ、地方六団体代表が出席した。政府側は、菅内閣総理大臣、麻生副総理・財務大臣、加藤内閣官房長官、武田総務大臣、坂本内閣府特命担当大臣（地方創生）、田村厚生労働大臣、赤羽国土交通大臣、小此木国土強靭化担当大臣、西村経済再生担当大臣が出席し、「地方創生及び地方分権改革の推進」、「新型コロナウイルス感染症対策」の2議題について協議した。なお、この会議は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、テレビ会議形式で行われた。

はじめに菅内閣総理大臣が挨拶に立ち、「地方の皆様には、日々、新型コロナウイルス感染症対策に尽力いただいていることに感謝と御礼を申し上げる。活力ある地方をつくることは、菅内閣の最も重要な施策のひとつである。地方の所得を向上させて地方の消費を活性化させることは、日本全体を元気にするために不可欠である。このため全力で国と地方が連携をして支援をしていきたい。また、新型コロナウイルス感染症対策については、爆発的な感染を防いで、国民の命と健康を守り、そのうえで感染症対策と社会経済活動の両立を図ることが重要である。引き続きあ

らゆる対策を講じていきたい。国と地方が心をひとつにして、地方に關わる重要施策に取り組んでいくことが大事だと考える。本日は忌憚のないご意見をお願いしたい」と述べた。

協議において、飯泉全国知事会長（徳島県知事）が地方六団体を代表して、①新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中で、地方がしっかりと感染症対策と社会経済活動の両立するため、地方一般財源総額の確保を図ること、②地方創生の実現に向けて、まち・ひと・しごと創生事業費の拡充を図ること、③有効求人倍率が8か月連続で悪化しており、コロナ関連の解雇が6万人を超えている。雇用の受け皿をつくりあげていくため、リーマンショックを超える資金を活用した緊急雇用創出事業を創設すること、④新型コロナウイルス感染症対策・デジタル化に取り組んでいくため、『国と地方の協議の場』の分野別の分科会（デジタル化・地方税財政等）を創設すること、⑤防災・減災・国土強靭化

3か年の緊急事業の後継として5か年の事業とすること、⑥GIGAスクール構想については、ランニングコストの軽減を図るため、通信費を値下げすること等の発言があった。最後に、「人口減少・災害列島・新型コロナウイルス感染症の3つの国難を何としても打破し『ウイズコロナ』から『アフターコロナ』へ移行できるよう地方一丸となって国と心をひとつに取り組んでいきたい」と述べた。

荒木会長からは、①災害対策については、国土強靭化の延長継続や河川氾濫等大規模災害時の国の出先機関の役割や機能を強化すること、②新型コロナウイルス感染症対策と経済再生を両立するため、地方交付税等一般財源総額を確保・充実すること、③中山間・離島等の医療資源が脆弱な町村において、クラスターの発生はただちに医療崩壊につながることから、国・都道府県が連携した広域的な支援や、オンライン診療を恒久化すること、④コロナ禍により東京一極集中の弊害が明らかとなり、災害・危機管理も含め「地方分散型の国づくり」は必須の課題であることから、地方への人の流れを一層加速・定着させることや二地域居住への支援、業務機能の地方分散な



## 活 動



▲意見を述べる荒木会長

ど各省庁の政策を総動員すること、  
⑤デジタル社会の推進については、  
条件不利地域を含めた情報通信環境  
の整備をはじめ、デジタル化と組み  
合わせた働く場の創出、医療や教育  
体制の確保など、受け皿となる地域  
の体制整備に強力に支援すること  
を要請した。

他の地方六団体代表からはこの  
他、秋冬のインフルエンザとの同時  
流行に備えた緊急包括支援交付金に  
よる医療機関支援、待機児童の解消・  
不妊治療への支援の拡充、行政シス  
テムの標準化、新過疎法の制定につ  
いての意見等が述べられた。

これらを受けて、国側からは、各  
大臣より以下の発言があった。

## ○武田総務大臣

・一般財源総額については、地方税  
収の大幅な減収が見込まれる中、

地方公共団体が新型コロナウイルス  
感染症拡大への対応と地域経済  
活性化の両立や防災・減災・国土  
強靱化等の重要課題に取り組める  
よう、新経済・財政再生計画に沿  
って確保する。

・まち・ひと・しごと創生事業費に  
ついては、令和3年度においても、  
地方創生の取組を継続的に推進で  
きるよう、引き続き所要額を計上  
する。

・固定資産税については、市町村の  
基幹税であり、安定的な確保が重  
要であることを踏まえ、適切に対  
応する。

・緊急防災・減災事業債について  
は、事業期間の延長を検討して  
いく。

・過疎法の現行法の期限切れ後の  
対応については、各党派で議  
論されており動向を注視してい  
きたい。

・ポストコロナ社会に向けた地方回  
帰支援のため、地方創生担当大臣  
等としっかり連携を図り、地方の  
声を直接つかがいながら、地域の  
課題に取り組んでいく。

## ○田村厚生労働大臣

・待機児童問題については、来年度  
以降も更なる受け皿整備について  
検討するとともに、不妊治療につ

いては保険適用を検討することと  
し、それまでの間、助成金の大幅  
な拡充を図っていく。

・新型コロナウイルス感染症緊急包  
括支援交付金については、第1次、  
第2次の補正予算により約1・  
8兆円を、さらに9月15日の閣議

決定により、予備費から9千億円  
の措置をしている。令和3年度の  
概算要求においても、必要な施策  
を重点的に要求していく。

・検査・医療体制については、コロ  
ナ抗原簡易キットによる検査を大  
幅に拡充し、発熱等の症状がある  
方の医療機関への受診方法をかけ  
りつけ医等に直接電話相談し、地  
域の検査医療機関に受診する仕組  
みへ変更することとしている。

・オンライン診療については、現在、  
時限的・特例的に行われているが、  
検証を踏まえながら安心して医療  
が受けられるよう、安全性・信頼  
性を担保する恒久的ルールを検討  
している。

○坂本内閣府特命担当大臣（地方創  
生）

・地方創生臨時交付金については、  
実施計画の確認等の交付手続きを  
迅速に進める。

・地方拠点強化税制等関係施策につ  
いては、積極的な周知・広報に努

め、地方拠点の強化に努めていき  
たい。

・移住・定住の推進については、有  
識者懇談会において、関係人口の  
創出・拡大など、今後の地方創生  
の取組の方向性を議論していただ  
くこととしている。

## ○赤羽国土交通大臣

・防災・減災対策について、地方  
整備局等の必要な人員体制の充  
実及び強化に引き続き取り組んで  
いく。

・「防災・減災・国土強靱化のため  
の3か年緊急対策」については、  
中長期的な視点に立って計画的に  
しっかりと取り組み、防災減災が  
主流となる社会づくりを進める。

・Go Toトラベル事業について、  
先週末から一部のオンライン予約  
サイトにおいて、割引率の引き下  
げ等の措置が行われ、混乱が生じ  
ていることに関し、35%割引支援  
を堅持することとした。

## ○小此木国土強靱化担当大臣

・3か年緊急対策後については、自  
治体をはじめ各所からご要望等を  
いただいている。今後国民の生命  
や財産を守る国土強靱化を強力に  
進めることが政治の使命である。

・政府においても中長期的に取り組

む具体的内容や目標、中長期の見通しについて予算編成過程で検討し、必要十分な予算の確保に努めていく。

○西村経済再生担当大臣

・今後の新型コロナウイルス感染症対策については、感染拡大防止と経済社会活動の両立を図っていくことが重要。政府としてもこれまでの感染対策の分析や評価等を行い、これまで得られた知見・経験を活かして、焦点を絞ったメリハリの利いた感染症対策に取り組んでいきたい。

・地方のデジタル化についても大変重要な課題である。皆様と緊密に連携を取りながら経済財政運営・成長戦略に万全を期したい。

その後の意見交換において、荒木会長は、コロナ対策と経済再生の両立について、「GOTOキャンペーンも効果が出つつあるように感じているので、ぜひこれからも積極的に取り組んでいただき、中山間・離島等の条件不利地域を多く抱える私ども町村部の中小事業者も、何としても感染症終息まで持ちこたえることができるよう、近隣の地域同士のマイクツーリズムによる支援も組み合わせながら、全国隅々まで政策効

果が及ぶよう、引き続きお願いする」と求めた。

さらに、「今年7月の豪雨災害で、コロナ対策を講じながら避難所を運営する現場の苦勞を目的の当たりになしたため、この教訓を活かした対策をさらに進めていただきたい。また、災害ボランティアが感染対策の影響で十分に確保できない状況があるので、感染防止対策を講じながら善意の力を復旧・復興に活かす方策について、引き続き検討してもらいたい」と述べた。

最後に、加藤内閣官房長官が「本日は、地方六団体から貴重なご意見をいただいた。冒頭総理から発言があったように、活力ある地方をつくることは管内閣の最も重要な政策のひとつである。地方に関わる重要政策課題は、国と地方が心をひとつにして、一体となって取り組んでいくことが大切であると考えている。頂いたご意見は、各大臣においても真摯に受け止め、今後とも皆様としっかりと連携して取り組んでいきたい」と述べ、協議を締め括った。

※参考資料は全国町村会HP (<https://www.zck.or.jp/>)をご覧ください。

## 町村専用ページ「町村.com」をご覧くださいになっていますか

● <http://www.zck.or.jp/choson/> ●

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみさんの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。

私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、これからも充実をはかっていきたいと考えています。ご覧になったご感想・ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。

**kouhou@zck.or.jp**

- ・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。
- ・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み(平成18年9月27日付)ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部(kouhou@zck.or.jp)までお願いいたします。



## 活 動

地方六団体と総務大臣の意見交換会に  
荒木会長が出席

全 国 町 村 会

地方六団体と総務大臣の意見交換会が、10月13日、web会議形式で開催され、荒木泰臣全国町村会長（熊本県嘉島町長）はじめ、地方六団体代表が出席し、地方行政のデジタル化について、意見交換を行った。

はじめに武田総務大臣が挨拶に立ち、「現在政府を挙げてデジタル化を進めているが、その実現には住民に身近な行政サービスを担う地方公共団体の協力が何よりも重要である」と強調したうえで、行政のデジタル化の鍵であるマイナンバーカードの普及については、「マイナンバーカードはデジタル社会の基盤となるものであり、菅総理大臣から、令和4年度末にはほぼ全国民に行き渡ることを目指し、普及策を模索していく旨の発言があったところである。総務省では、スマートフォンでも申請可能なQRコード付き申請書を個別に送付するなど申請の促進と、土日開庁の拡大や窓口の増設などの交付の円滑化の両面から取組を進めていく」とした。

地方公共団体の個人情報保護制度については、「社会全体のデジタル

化を進めるためには、個人情報保護とデータ流通の両立が必要であり、全国的な共通ルールの設定が求められる。民間と国の行政機関の個人情報保護法制の一元化は、すでに方針を決定されているが、地方公共団体についても法律で共通ルールを設定する方向で検討を進めている。引き続き、皆様の意見を伺いながら丁寧に検討を進めていく」とした。

地方公共団体の情報システムの標準化については、「行政サービスの向上と効率化のため、地方公共団体に国が定める基準に適合した情報システムの利用を求める法案を次期通常国会に提出したいと考えている。さらに標準化を加速して、令和7年度末までに標準準拠システムへの移行を目指していきたいと考えており、地方公共団体の意見を丁寧に聞きながら取り組んでいきたい。標準

化に伴う業務プロセスの見直しや手続きオンライン化を各団体に取り組んでいただけるよう、年内に総務省として自治体DX推進計画を策定予定である」とした。

また、「令和3年度に向けては地方税等の大幅な減収が見込まれる中、皆様が行政サービスを安定的に提供しつつ需要拡大に対応できるように、新経済財政再生計画に沿って、一般財源総額をしっかりと確保してまいりたい。今後とも皆様と一緒に地方行政のデジタル化を推進していきたいと考えている」と締め括った。

続いて意見交換に入り、荒木会長はじめに、菅内閣が進めているデジタル・トランスフォーメーション（DX）社会の推進について、「条件不利地域を抱える町村にとって、さまざまなハンディを乗り越えるチャンスになるものと期待しており、また『新たな日常』を推進していくうえで、まさに時宜に合ったものとして、しっかりと対応していきたい」と述べるとともに、「そのためには、

前提となる光ファイバ網の整備等について都市部と格差が生じないよう人的・財政的支援を充実することや、条件不利地域においても活用が期待されているローカル5Gの実証研究を進めていただくようお願いする」と求めた。

また、地方行政のデジタル化について、住民サービスの向上の観点から重要な課題との認識を示したうえで、「町村には財政規模が小さい団体も多く、デジタルに精通した人材も少ないことから、きめ細かな対応をお願いしたい」と要請した。

次に、マイナンバーカードの普及促進について、交付申請の増加や集中により、対応する職員や端末の少ない町村での負担増や窓口混雑への懸念を示し、「関係補助金も活用し、引き続きしっかりと取り組んでいくので、交付事務やシステム運用に支障が生じないよう、予算の確保も含めた対応をよろしく願う」と述べた。

さらに、個人情報保護制度に関して、検討の方向性について理解を示したうえで、「今後の検討にあたっては、引き続き小規模自治体を含め、地方の声をよく聞いて、丁寧に進めていただきたい」と発言したほか、データの利活用に関しては、「小規



模町村では、地域住民の利益に直結し難い面もあり、必要性や費用対効果の点で疑問に思う町村も多いと感じている。その検討にあたっては、町村に事務的・財政的負担が生じないよう留意いただくことはもちろん、個人情報保護が疎かにならないよう慎重な検討をお願いする」と述べた。

最後に、情報システムの標準化について、「標準仕様書の導入に伴い費用負担が少なくなることや、システム調達・更新に係る事務が低減する可能性があることに大いに期待している。その際、費用負担についてしっかりと措置していただくとともに、共同化・クラウド化を行う際のデータ移行に係る財政的支援等をお



▲意見を述べる荒木会長

願いする」と述べるとともに、人材の少ない町村で大きな課題となるベンダーとの調達交渉について、基礎的情報提供やマニュアルも含めたサポートを求めた。また、「今後他の業務について標準仕様の検討を行う際は、引き続き、小規模町村の意見も十分踏まえて、丁寧に進めていただきたい」と述べ、意見を締め括った。

地方六団体からの意見を受け、武田大臣は、意見を制度設計に反映していきたいと応え、マイナンバーカードについては、「行政のデジタル化は国家機能を変える大掛かりな仕事であり、国民全員で果たさなければならぬ事業である。県別・市町村別の交付枚数の普及率のデータを見ると、33県が2割に満たない状況であり、町村の交付率は2割を切っている。荒木会長には全国の町村にマイナンバーカードの必要性を説き、普及にお力添えをいただきたい」と協力を求め、会合を閉会した。

※参考資料は全国町村会HP (<https://www.zck.or.jp/>) をご覧くだらう。

## (独)国立青少年教育振興機構の貧困対策 《学生サポーターの紹介》

国立青少年教育振興機構は、我が国の青少年教育のナショナルセンターとして、青少年をめぐる様々な課題へ対応するため、青少年に対し教育的な観点から、より総合的・体系的な一貫性のある体験活動等の機会や場を提供するとともに、青少年教育指導者の養成及び資質向上、青少年教育に関する調査及び研究、関係機関・団体等との連携促進、青少年教育団体が行う活動に対する助成を行い、我が国の青少年教育の振興及び青少年の健全育成を図ることを目指しています。

### 1. 教育事業

青少年及び青少年教育指導者等を対象とする教育事業の実施

- 青少年教育に関する地域力向上等のためのモデル的事業の開発
- グローバル人材の育成を見据えた国際事業の推進
- 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上
- 青少年の体験活動等の重要性に係る普及・啓発
- ・「体験の風をおこそう」運動
- ・「早寝早起き朝ごはん」国民運動 等

- 子供の貧困対策

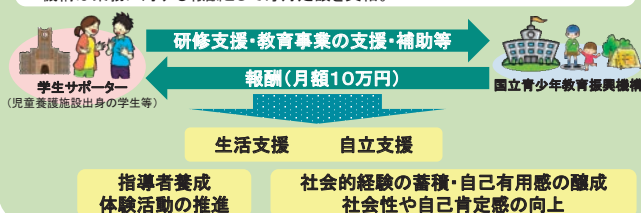
### 2. 研修支援

青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援

- 研修目的の達成に向けた教育指導・助言
- 活動プログラムの提供

### 学生サポーター制度の概要

児童養護施設や母子生活支援施設出身の学生を「学生サポーター」として国立青少年教育振興機構に配置。学生サポーターは教育事業の支援等を業務として行う。機構は業務に対する報酬として毎月定額を支給。



### 国立青少年教育施設

|                                                                                                                       |                                                                                                 |                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>近畿</b><br>● 豊岡青少年自然の家<br>● 淡路青少年交流の家<br>● 京都青少年交流の家<br>● 信州高遠<br>● 青少年自然の家<br>● 妙高青少年自然の家                          | <b>関東・甲信越</b><br>● オリンピック記念<br>● 青少年総合センター<br>● 茨城青少年交流の家<br>● 信州高遠<br>● 青少年自然の家<br>● 妙高青少年自然の家 | <b>北海道</b><br>● 大雪山青少年交流の家<br>● 日高青少年自然の家                                            |
| <b>中国・四国</b><br>● 吉備青少年自然の家<br>● 三瓶青少年交流の家<br>● 江田島<br>● 青少年交流の家<br>● 山口港地<br>● 青少年自然の家<br>● 大洲青少年交流の家<br>● 豊後青少年自然の家 | <b>北陸・東海</b><br>● 立山青少年自然の家<br>● 能登青少年交流の家<br>● 若狭海<br>● 青少年自然の家<br>● 中央青少年交流の家<br>● 奥能登青少年交流の家 | <b>東北</b><br>● 岩手山<br>● 青少年交流の家<br>● 花山青少年自然の家<br>● 磐梯青少年交流の家<br>● 郡山甲子<br>● 青少年自然の家 |
| <b>九州・沖縄</b><br>● 夜須高原<br>● 青少年自然の家<br>● 藤原青少年自然の家<br>● 阿蘇青少年交流の家<br>● 大隈青少年自然の家<br>● 沖縄青少年交流の家                       |                                                                                                 |                                                                                      |

- ◆募集対象: ①児童養護施設又は母子生活支援施設に在籍しており、次年度高等教育機関(大学、短大、高专(第4学年又は第5学年)、専門学校)に進学を予定している高校生等  
②上記施設出身で高等教育機関に在学する学生

- ◆業務内容: ①青少年を対象とした体験活動の事業に関する業務  
②施設の整備や運営に関する業務 等

- ◆業務時間: 年間800時間程度 ※学業等との両立のため、400、600時間可。

- ◆業務場所: 国立青少年教育施設(全国28施設)

- ◆報酬: 月額10万円×12か月 ※業務時間数により縮減。交通費は別途実費支給。

- ◆2020年度学生サポーター募集期間: 2020年10月15日(木)～11月30日(月)

### お問い合わせ先

〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3-1  
TEL: 03-6407-7731 FAX: 03-6407-7629  
<http://www.niye.go.jp/>  
国立青少年教育振興機構 総務企画部総務企画課「学生サポーター」担当  
(平日9時～17時45分)

## 政 策

# 学校給食の地場産物活用の 重要性について

## ～第4次食育推進基本計画に向けて～

### 農林水産省消費・安全局 消費者行政・食育課

## 1 はじめに

食育については、食育基本法に基づき5年間の期間とする食育推進基本計画を作成し、その計画に基づいて推進しています。令和3～7年度を期間とする第4次食育推進基本計画を令和3年3月に作成する予定となっており、都道府県及び市町村も作成に努めることとなっています。同法では、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育の推進が求められています。

今回は、学校給食での地場産物の活用的重要性について、これまでの考え方や事例、今後の第4次食育推進基本計画の方向性についてご説明させていただきます。

## 2 学校給食の現状

学校給食は、栄養バランスのとれた食事を提供することにより、子どもの健康の保持・増進を図ること等を目的に実施されています。また、食に関する指導を効果的に進めるた

めに、給食の時間はもとより、各教科や特別活動、総合的な学習の時間等における教材としても活用することができるとあり、大きな教育的意義を有しています。

学校給食の実施状況としては、平成30（2018）年5月現在、小学校では約1万9、000校（全小学校数の99%）、中学校では約9、000校（全中学校数の90%）、特別支援学校等も含め全体で約3万校で学校給食が行われており、約930万人の子どもが給食を食べています。学校給食実施校は着実に増加しており、今後は、学校給食の「質の向上」も求められています。

3 学校給食における  
地場産物活用の重要性

食育基本法に基づき、各都道府県が作成している現行の食育推進計画の約8割で、学校給食における地場産物の活用に関する目標値が設定されています。目標値の算出方法やその値はさまざまですが、食材数ベースで目標を設定している場合、目標値を30～40%としている府県が多くっており、中には70%以上としている県もあります。

また、令和2（2020）年3月末現在で、約6割において目標を達成または計画作成時より数値が増加していた一方、約4割において数値が減少しています。

学校給食における地場産物を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用する重要なポイントは3つあります。

①子どもが食材を通じて地域の自然や文化、産業に関する理解を深める  
②生産者の努力や食に関する感謝の念を育む

③地産地消の有効な手段

地場産物という、身近に存在する生産者が生産するものを使うことで、当該生産者から直接話を聞く機会を設け、農林漁業体験を行うなど、食育の幅を広げ、食に関する指導の質の向上を図ることも可能となります。地産地消は、生産者の顔が見える、地域産物の消費増大により地域活性化につながる、輸送にかかる環境負荷が低減されるといった効果があります。

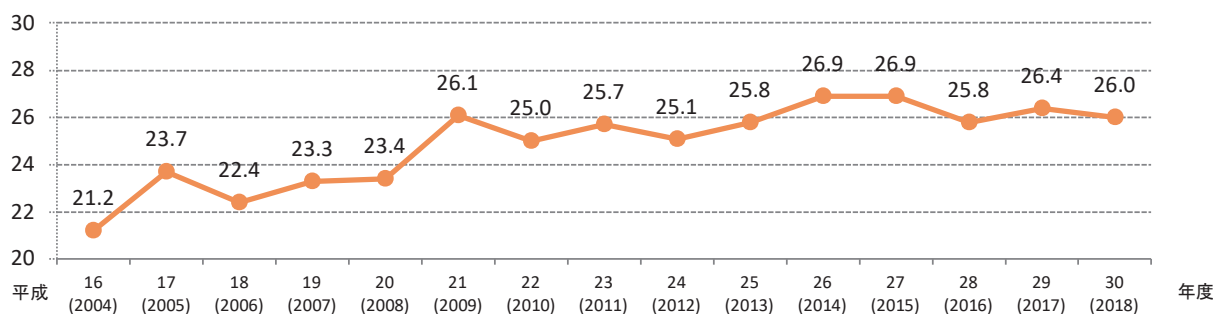
こうしたことから、「学校給食における地場産物を使用する割合の増

## 学校給食における地場産物・国産食材利用割合

国産食材



地場産物



加」は第1次から第3次の平成18年度から今年度まで、食育推進基本計画の目標となっています。

第1次計画では、平成16年度に21%となっている割合（食材数ベース）を平成22年度までに30%以上とすることを目標としました。

その後の推移はグラフの通りであり、直近の平成30年度でも26%と、多くの関係者の努力はあるものの、地域によっては、県内産農産物の入手が困難であったり、価格が高い、一定の規格を満たした農産物を不足なく安定的に納入することの難しさなどにより使用量・使用品目の確保が困難になってきているといった現状もあり、残念ながら、目標値には達していません。

### 4 学校給食における事例

地域においては、原材料調達の困難さを、農業関係者と行政等関係者の連携による創意工夫により克服し、地場産物の利用割合を向上している事例もあります。

#### 事例（東京都小平市）

東京都小平市では、学校給食にお

ける地場産農産物の活用を進めるため、行政、生産者、JA東京むさし小平支店による研究会を立ち上げ、学校給食における地場産農産物の活用の1つの課題である配送について、課題解決のため、JAが配送業務を担い、行政が支援することしました。これにより、2006年度時点です小学校5・5%、中学校6・0%だった地場産農産物の使用割合が、2018年度にはそれぞれ29・3%、26・9%に上昇しました。

また、地場産食材を取り入れた献立が増え、給食の時間に生産者を迎えての交流会を開催することにより、地場産農産物への理解や生産者の思いを伝える機会となりました。

### 5 地産地消等優良活動表彰について

農林水産省では、地産地消及び国産農林水産物・食品の消費拡大を推進するさまざまな取組を表彰する「地産地消等優良活動表彰」を実施しており、学校給食に関する取組についても「教育関係部門」として、取り上げ、地域の優良な取組を表彰しています。

#### 事例（富山県立山町）



## 政 策

富山県立山町では、1985年度から、学校給食に郷土料理を導入したり、生産者との交流を行ってきました。

2007年度から、地元の生産者団体の声を受け、学校給食への地産地消の取組を始めました。

学校給食センターから立山町商業協同組合へ食材の発注があると各生産者が学校給食センターに納品します。農産物の納品価格は、立山町が調整を行っています。

「立山町地場産食材活用推進協議会」で各学期に1回食材納入の打ち合わせを行い、地場産食材の使用割合の向上に努めています。

## 6 第4次食育推進基本計画に おいて

第4次食育推進基本計画について、有識者からなる食育推進評価専門委員会が議論が進められています。コンセプト案として、「SDGsの実現に向けた食育の推進」が議論されています。これは、SDGsは経済・社会・環境の3側面が相互に関連し相乗効果があることを重視し、統合的解決の視点を持って取り組むこととされており、食育の推進

においてもそうした視点や、誰かだけが頑張るのではなく、互いの長所を活かしながら多様な食育の関係者が連携・協働することが重要であることを表しています。

食育推進基本計画では今後5年間で重点的に取り組む重点課題を設定しています。現段階の案の1つに、「持続可能な食の『3つのわ』を支える食育の推進」があります。『3つのわ』は何かというと、

「食の環」…食料の生産から消費に至る食の循環において、国民の食生活が自然の恩恵の上に成り立つことを認識し、環境と調和のとれた持続可能な食料生産とその消費に配慮すること

「食の輪」…食の循環を意識し、食の循環を担う生産者から消費者まで多様な主体のつながりを広げ深めること

「食の和」…地域の多様な和食文化を次世代へ継承していくことを、考えています。

今年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」のまえばきでは、「農業の生産基盤が損なわれ、地域コミュニティの衰退が一層進む地域が発生する事態が懸念される」

との危機感が示されています。こうした状況下で、今後の食育を考える、地域の子ども達を育む学校給食で、地場産物を活用することは、3で先述したポイントだけでなく、子ども達の食行動で地域を支え、地域の子とも達が自らの地域社会の一翼を担うことにつながります。また、町村においては、給食便りなどを通じて、保護者に地域社会における農林水産業や食、地域の食文化の重要性を、子ども達の食を通じて伝えられる積極的な機会の創出にもつながると考えています。

## 7 令和3年度概算要求

農林水産省では、令和3年度概算要求において、「栄養・教育関係者と生産者との連携・協働促進事業」を要求しています。

これは、学校等において、調理や食に関する指導を行い、食育を推進する中核を担っている管理栄養士・栄養教諭等と生産者が生産現場の体験活動や意見交換を行い、両者の連携・協働を促進するとともに、地域の産物や食文化など地域の特色を活かした1週間程度の地場産物を活用

したトライアル給食の実施等を行う事業です。本事業は全国いくつかの地区で実施することを想定しており、関心のある町村や、どのように取組を始めたらよいかわからないといった町村におかれましては、農林水産省としてサポートさせていただきますと考えておりますので、是非、ご検討いただけますようお願いいたします。

また、同事業では、国民運動として食育を推進し、学校給食等における地場産物の活用促進の気運を高めるためのシンポジウムの開催、ステップアップガイドの作成も想定しているため、ご活用いただければ幸いです。

詳細につきましては、農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課までお問い合わせ下さい。

### ◎町村週報ご購読のご案内◎

「町村週報」を毎月ご自宅や職場にお届けいたします。ご購読を希望される方は、はがき、FAXまたはEメール (kouhou@zck.or.jp) にて、全国町村会広報部までお申し込み下さい。

★年間購読料1,500円（送料込み）

★請求書を送付いたしますので、折り返しお振り込み下さい。

# 政府「2021年度総務省予算 概算要求について」 一般財源0.6%増の62.1兆円 ＝交付税減、臨財債大幅増＝

総務省の2021年度予算概算要求は、一般会計で前年度と比べて0.3%増の16兆8,263億円となった。地方財政関係では、新型コロナウイルス感染拡大による税収の落ち込みで財源不足が拡大。地方交付税の総額は、自治体に配る「出口ベース」で2.4%減(3,949億円減)の16兆1,933億円となり、赤字地方債である臨時財政対策債の発行が大幅に増える見込み。交付税や地方税、臨時財政対策債など自治体が自由に使途を決められる一般財源の総額は、交付団体ベースで0.6%増(4,000億円増)の62兆1,000億円と試算した。

## 財源不足10・2兆円

一般財源総額については、政府の経済財政運営の基本指針「骨太の方針2018」で示された「新経済・財政再生計画」を踏まえ、20年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとの考えが基本となる。不交付団体の水準超経費を含むと、0.4%減(2,000億円減)の63兆2,000億円。

出口ベースの交付税が減少するのは、国の税収を原資とする交付税法定率分が前年度を大きく下回るためだ。地方税収も大きく落ち込む見込みのため、不足する財源を臨時財政対策債の増発で補う。総務省が概算要求と併せて公表した21年度地方財

政収支の仮試算によると、臨時財政対策債の新規発行は前年度より3兆7,000億円多い6兆8,000億円と見積もった。

同省によると、地方の財源不足は、20年度(4兆5,000億円)を大きく上回る10兆2,000億円へと拡大。交付税と地方税収で埋めきれない財源の不足は、国と地方が半分以上ずつ負担し合う「折半ルール」で対応する。国は一般会計からの臨時財政対策特別加算で、地方は臨時財政対策債の発行で財源を調達する仕組みで、21年度は3年ぶりにこのルールが復活する。

仮試算は、自治体が翌年度の地方財政の姿を見通しやすくするため、毎年の概算要求に合わせて作成する。一定の前提を置いて機械的に試算したものであり、今後の経済状

況の変化によつては、年末にかけての予算編成過程で数値が変動する可能性がある。

仮試算によると、歳出は、給与関係経費が前年度と同額の20兆3,000億円。コロナの影響で人事院勧告の時期が例年より遅れ、地方公務員の給与水準を見積もるための前提が仮試算の段階で示されなかったためだ。投資的経費も同額の12兆8,000億円とした。公債費は、建設地方債の発行が近年減少していることなどを踏まえ、0.8%減の11兆6,000億円とした。

一般行政経費は1.7%増の41兆1,000億円と見込んだ。社会保障費の増加が要因。高齢化による自然増のほかに、幼児教育・保育の無償化や高等教育の無償化といった「人づくり革命」の施策に伴う財政需要が増える。一般行政経費のうち、地方創生を後押しする「まち・ひと・しごと創生事業費」は1兆円、人口減少で疲弊が進む地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策を後押しする「地域社会再生事業費」は4,000億円と、いずれも前年度と同額とした。

歳入は、地方税が38兆2,000億円と6.8%減少するとの見通し

政 策

を立てた。内閣府が公表した経済財政の中長期試算で示された名目成長率を用いて計算。地方譲与税を加えた「地方税等」は、8・3％減（3兆6、000億円減）の39兆9、000億円と算定した。

国庫支出金は、社会保障費の増加に対応して1・7％増の15兆5、000億円。臨時財政対策債の増発が影響し、地方債は39・5％増の12兆9、000億円とした。臨時財政対策債の新規発行額は20年度まで3年連続で前年度を下回っていたが、大幅な増加へと転じる。

交付税の詳しい算定基礎を見る  
と、一般会計から交付税特別会計に繰り入れる「入り口ベース」の額は、1・3％増（2019億円増）の15

交付税法定率が減少

令和3年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】

| 【通常収支分】               |      | (単位:兆円) |        |        |                                              |
|-----------------------|------|---------|--------|--------|----------------------------------------------|
| 区 分                   | 2年度  | 3年度     |        | 増減率(%) | 仮試算の考え方                                      |
|                       |      | 増減      | 増減率(%) |        |                                              |
| (歳 出)                 | 兆円   | 兆円      | 兆円     | %      |                                              |
| 給 与 関 係 経 費           | 20.3 | 20.3    | 0.0    | 0.0    | R2年度同額                                       |
| 一 般 行 政 経 費           | 40.4 | 41.1    | 0.7    | 1.7    | 社会保障費の増(自然増及び充実分・人づくり革命分の増)                  |
| 補 助                   | 22.7 | 23.2    | 0.5    | 2.3    | R2年度同額                                       |
| 単 独                   | 14.8 | 14.9    | 0.1    | 1.0    |                                              |
| 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費 | 1.5  | 1.5     | 0.0    | 2.4    |                                              |
| まち・ひと・しごと創生事業費        | 1.0  | 1.0     | 0.0    | 0.0    |                                              |
| 地域社会再生事業費             | 0.4  | 0.4     | 0.0    | 0.0    |                                              |
| 投 資 的 経 費             | 12.8 | 12.8    | 0.0    | 0.0    | R2年度同額                                       |
| 直 轄 ・ 補 助             | 6.6  | 6.6     | 0.0    | 0.0    |                                              |
| 単 独                   | 6.1  | 6.1     | 0.0    | 0.0    |                                              |
| 公 債 費                 | 11.7 | 11.6    | △ 0.1  | △ 0.8  | 水準超経費の減                                      |
| そ の 他                 | 5.6  | 5.1     | △ 0.6  | △ 10.2 |                                              |
| 計                     | 90.7 | 90.8    | 0.0    | 0.0    |                                              |
| う ち 一 般 歳 出 計         | 75.8 | 76.5    | 0.7    | 0.9    |                                              |
| (歳 入)                 |      |         |        |        |                                              |
| 地 方 税 等               | 43.5 | 39.9    | △ 3.6  | △ 8.3  | 「中長期の経済財政に関する試算」(令和2年7月31日内閣府)による各種指標等を用いて試算 |
| 地 方 税                 | 40.9 | 38.2    | △ 2.8  | △ 6.8  |                                              |
| 地 方 譲 与 税             | 2.6  | 1.8     | △ 0.9  | △ 32.8 |                                              |
| 地 方 特 例 交 付 金 等       | 0.2  | 0.3     | 0.1    | 58.6   |                                              |
| 地 方 交 付 税             | 16.6 | 16.2    | △ 0.4  | △ 2.4  |                                              |
| 国 庫 支 出 金             | 15.2 | 15.5    | 0.3    | 1.7    | 「令和3年度 地方交付税・地方特例交付金等概算要求の概要」参照              |
| 地 方 債                 | 9.3  | 12.9    | 3.7    | 39.5   |                                              |
| うち臨時財政対策債             | 3.1  | 6.8     | 3.7    | 116.5  |                                              |
| そ の 他                 | 5.9  | 5.9     | 0.0    | 0.0    | 社会保障費の増                                      |
| 計                     | 90.7 | 90.8    | 0.0    | 0.0    |                                              |
| う ち 「一 般 財 源」         | 63.4 | 63.2    | △ 0.2  | △ 0.4  | 注)2参照                                        |
| うち(水準超経費除き)「一般財源」     | 61.8 | 62.1    | 0.4    | 0.6    | (交付団体ベース)                                    |

注)1 地方財政対策等に関し、仮試算の過程において見込まれた財源不足の補填についての考え方等については「令和3年度地方交付税の概算要求の概要」とおりである。  
2 「一般財源」は、地方税等、地方特例交付金等、地方交付税及び臨時財政対策債の合計額である。  
3 緊急防災・減災事業費等の取扱いは、予算編成過程で必要な検討を行う。  
4 東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等に係る財源の確保については、事項要求とする。  
5 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計、増減率が一致しない場合がある。

兆8、104億円となっている。このうち所得、法人、酒、消費の国税4税の一定割合を交付税原資に充てる法定率分は減額精算分を差し引いた額を12・6％減（1兆8、969億円減）の13兆1、930億円とした。

一般会計では法定率分に加算を行い、入り口ベースの額をはじき出すが、このうち、法定加算等は1・1％増の5、246億円。折半ルールに基づく国の負担分となる臨時財政対策特別加算を2兆928億円と見積もり、入り口ベースの総額自体は前年度を上回った。

交付税特別会計では、入り口ベースの額に加算・減算を行い、出口ベースの額を算定する。加算要因としては、法人住民税の一部を国税化して交付税として配り直す地方法人税の法定率分が1兆578億円。コロナの影響が直撃し、27・4％減を見込んだ。前年度からの繰り越しや剰余金はなしとした。

減算要因として、交付税特別会計借入金償還計画を踏まえた償還額として6、000億円、借入金金利として749億円を計上。これらを差し引きした特別会計の最終的な加算額は60・9％減（5、967億円



## 政 策

減)の3、829億円となった。

総務省は21年度の地方財政の課題も公表した。コロナ感染拡大への対応と地域経済活性化の両立のほか、防災・減災、国土強靱化や、地方創生の推進に向けた安定的な税財政基盤の確保を強調。地方の一般財源総額の確保も挙げた。情報システムの標準化をはじめとする「自治体デジタルトランスフォーメーション(DX)」の推進や、公共施設の適正配置などといった財政マネジメントの強化も取り上げた。

## 最重点はデジタル化

総務省の21年度概算要求のうち、交付税を除いた一般歳出は、27・3%減の6、975億円となった。このうち恩給費は、受給者の減少を踏まえ、16・5%減の1、369億円を要求した。その他政策的経費は、前年度が5年に1度行う国勢調査などの経費を盛り込み大幅増となった反動で、29・6%減の5、606億円となった。

重点施策の1つ目の柱は、「デジタル変革の加速による『新たな日常』の構築」だ。コロナ関連の経済対策

として1人につき10万円を配る特別定額給付金のオンライン申請をめぐる混乱は、行政のデジタル化の遅れを浮き彫りにした。総務省は、「自治体DX推進計画(仮称)」を年内に策定し、自治体が進めるべき施策や国の促進策を示す。

行政手続きのオンライン化やテレワークの導入など自治体DXの関連経費には前年度の5倍超となる38億8、000万円を投入。情報セキュリティ対策の経費を増やした。交付率が2割にとどまるマイナンバーカードの普及・利活用の促進には、451億円を計上。このうち個人番号カード交付事業費補助金に657億7、000万円、個人番号カード交付事務費補助金に680億8、000万円を盛り込んだ。カード取得者がキャッシュレスで買い物やチャージをした場合にポイント還元する「マイナポイント」の仕組みを活用した地域独自の取組を支援するモデル事業にも乗り出す。

次世代通信規格「5G」の全国展開の推進には181億8、000万円を計上。過疎地など条件不利地域に携帯電話の基地局や光ファイバ網を整備する事業者や自治体に対し、経費の一部を補助する。ポストコロ

ナ時代の新たな日常の構築に向け、テレワークや遠隔医療、遠隔教育の導入が可能な環境整備を急ぐ。

超高速・大容量のネットワークを企業や自治体が特定地域に限定して導入する「ローカル5G」の開発実証には65億円を盛り込んだ。地域課題の解決に向け、工場の生産ラインの自動制御や建設現場での重機の遠隔制御のほか、農場の自動管理、河川の水位の監視などへの活用を想定している。

2つ目の柱である「ポストコロナの社会に向けた地方回帰支援」では、都市から地方への人の流れを生み出す取組に力を入れる。地域おこし協力隊の活動支援や、特定の地域と継続に関わる「関係人口」による地域の担い手確保の仕組みづくりを進める。サテライトオフィスの誘致に取り組む自治体と企業のマッチングも後押しし、東京一極集中の是正につなげる。産官学連携による地域密着型事業の立ち上げなどを支援する「地域経済循環創造事業交付金」は10億3、000万円を要求した。過疎対策では、複数の集落が生活機能の維持や活性化に向け連携する「集落ネットワーク圏(小さな拠点)」での課題解決に向けた取組を後押し

する。

3つの柱「防災・減災、国土強靱化の推進」では、地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークについて、災害に強い光ファイバ網への切り替えを促進。消防関係では、大規模災害時に各都道府県から出動する「緊急消防援助隊」の装備強化に61億2、000万円を計上した。分散宿営ができる個別テントやトイレなど長期間の消防応援活動に対応した資機材を搭載した拠点機能形成車を整備する。防災行政無線の戸別受信機の配備が進んでいない市町村を対象に無償貸し付けを実施し、導入を促進する。

このほか、「持続可能な社会基盤の確保」として、郵便局の利便性向上やユニバーサルサービスの確保に向けた経費を計上。客観的なデータや指標に基づく政策の立案や評価を行う「EBPM」の推進を進める。在日米軍や自衛隊の施設を抱える市町村向けの基地交付金・調整交付金は、前年度と同額の365億4、000万円を要求した。

(時事通信社内政部 吉本 直史)

## 随 想

町制施行65年  
持続的発展を願って

三重県玉城町長 辻 村 修 一  
たまき つじ むら しゅういち

展してきました。昭和36年から国のパイロット事業に取り組むなど県内でもいち早く、基盤整備を進めてきました。

起伏も穏やかで地理的に恵まれた環境にあり、町の中心に位置する田丸城跡から半径6km以内ですべての自治区が含まれ、旧町村の中心には、それぞれ創立140年を超える4小学校が存続しています。また、唯一の中学校が田丸城三の丸跡に建っており、わが町の未来の「お殿様」お姫様は最高の環境の中で日々学んでいます。

「幾千とせ変わらぬことを祈るなり」この城山はこのさとの神。当町の出身で、朝日新聞社の創業者である村山龍平翁が、ふるさとの未来永劫を祈ったとされる歌碑が田丸城本丸跡にあります。翁は92年前の昭和3年、私財を投じて田丸城跡を



▶ 田丸城跡の桜

購入し、当時の田丸町に寄附されました。翁をはじめ、先人が、郷土愛、隣人愛、自然愛、文武両道を重んじ、町の発展に大きな力を注い

てくださいました。

町の歴史の中で、最も大きな出来事の一つは、町を二分する自衛隊ヘリコプター基地誘致の問題です。昭和42〜50年の約8年間にわたり、町政に支障をきたすほど大きな影響を受けました。しかし、今日、公共インフラのほとんどが環境整備法(通称)の適用を受け、早い時期から冷暖房完備の環境の中で、子どもたちは学んでいます。

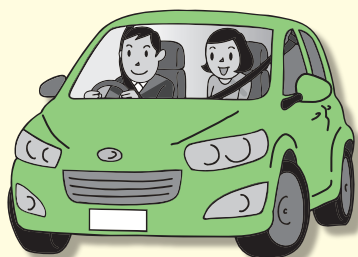
また町では企業誘致の推進により、パナソニック、京セラドキュメントソリューションズ、美和ロックスをはじめ、多くの優良企業に立地いただき、住民の暮らしや町財政に安定をもたらしてくれています。

9月17日、東海地域の「街の住みこころランキング」(大東建託㈱賃貸未来研究所)の発表があり、三重県内1位という身に余る評価をいただきました。子育てや教育、福祉、行政サービスを、身の丈に合わせて、コツコツ取り組んできた結果だと思っています。民俗学者の柳田國男が遺した「どの村も初めから住みやすい村ではなかった。それを何とか住みやすくしていこう、先人が努力したから今日の住みやすい状況になってきた。」という言葉が思い出

されます。当たり前のことですが、今一度、持続可能なまちづくりの実現に向け、改めて先人に感謝し、思いを新たにすることが大切です。

最近では、コロナ禍で、人と人のつながりが希薄になり、助け合いや支え合いがなくなりつつあることを危惧しています。どうすれば私たちが掲げている共生社会、地域包括ケア社会が実現できるのか、正面から真剣に見つめ直す必要があります。もう一つ憂えていることは、子どもたちの「たくましく生きる力」が弱くなっているのではないかとことです。先進国日本において14歳以下の子どもの死亡原因1位が自殺だそうです。いかにして、自分の力で生きていく力をつけることができるのか、子どもたちが自身が明るい未来を感じられるまちづくりを急がねばなりません。

8月17日、新型コロナウイルス感染症に関連し、「やさしさ」と「おもいやり」あふれるまちづくりを宣言しました。人権侵害や差別のない地域社会を「オールたまき」で取り組んでいきたいと考えています。激動の時代と言われて久しくなりますが、まだまだ激動は治まる気配を見せません。人、命、ハード、ソフト…などバランスの取れた政策推進が重要でないかと考えています。



# 車両共済(保険)のご案内

## (一般自動車保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。  
お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

### 町村生協の自動車共済にご加入の皆さまなら！

- 無事故による割引で新規から **43%(保険料)割引**
  - ・ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。
- 集団扱年一括払による割引でさらに **5%割引**
  - 保険料分割払(12回)も選択可能です。
  - ・保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱年一括払の5%割引の適用はありません。

### さらに 無料ロードサービスがついてきます。

ご契約のお車が、事故、故障で自力走行できなくなった場合、事前にロードアシスタンス専用デスクにご連絡ください。ロードアシスタンス業者にお取り次ぎし、レッカーや30分程度の緊急修理などを手配します。 ●バッテリー上がりや、キー閉じこみ、ガス欠 など

- ・掛金(保険料)は、型式、初度登録年月、年齢条件、運転者限定特約の有無、共済(保険)金額、等級などにより異なります。
- ・このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

●お見積りのご請求・お申込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください

TEL

(受付時間：祝日、年末年始を除く月～金 午前9時30分～午後5時)

**0120-731-087**

FAX

**03-3519-7325**

### 株式会社 千里（取扱代理店）

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

●ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>

- 「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン株式会社とが集団扱契約を締結し、実施しているものです。
- 集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

〈車両保険引受保険会社〉損害保険ジャパン株式会社

[SJNK17-16682(2017.12.28作成)]



## さまざまな「集いの場」を 演出いたします

県人会など同郷者の集い、  
同窓会、親睦会などの懇談会

観光PR、移住セミナー  
職員採用試験などの説明会

職員旅行・家族旅行

東京でのイベントに最適な  
絶好のロケーションを誇る全国町村会館。  
かけがえのないひとときを、  
上質なサービスでおもてなしいたします。

広さと設備が多彩な大ホールと、3つの  
会議室がございます。  
会議・研修、パーティーなどに幅広くご利用  
いただけます。

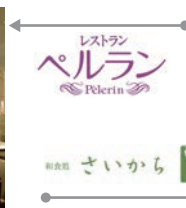


## 和・洋食のレストランも お気軽にご利用ください

全国町村会館には、  
会議室・宴会場のほかに、  
ふたつのレストランもございます。  
お気軽にお立ち寄りください。



カジュアルレストラン「ペルラン」

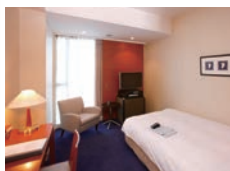


和食処「さいち」

### 客室のご案内

SINGLE  
ROOM

シングル  
119室



DOUBLE  
ROOM

ダブル  
12室



TWIN  
ROOM

ツイン  
18室



～和室もございますのでお問い合わせください。(禁煙ルームもご用意しております。)

※市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。

■ご予約・お問い合わせ



全国町村会館

TEL.03(3581)0471

FAX.03(3581)0220

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号

ホームページアドレス <http://www.zck.or.jp/kaikan>

### ●全国町村会館へのアクセス

- ・有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」  
3番出口徒歩1分
- ・丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩8分
- ・タクシー東京駅から約20分

